

給食に関すること

管理栄養士によって管理された給食が適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供されています。

医事課

西 1 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1 日に 1 2 人以上の看護職員（看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

準夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 1 人以内です。

深夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 1 人以内です。

西 2 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

準夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

深夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

東 1 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

準夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

深夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

東 2 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

準夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

深夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

東3病棟 看護職員の配置基準

令和7年9月1日

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

準夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。

深夜勤帯は、看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。

北 1 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

準夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

深夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

北 2 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

準夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

深夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 24 人以内です。

北 3 病棟 看護職員の配置基準

令和 7 年 9 月 1 日

当病棟では、1 日に 1 2 人以上の看護職員（看護師）及び看護補助者が勤務しています。

なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯は、看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

準夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 3 人以内です。

深夜勤帯は、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 3 人以内です。